

○川俣町自主防災組織支援事業補助金交付要綱

令和 6 年 4 月 1 日

告示第 29 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、自主防災組織の活動を支援し、災害による被害の防止並びに軽減を図るため、自主防災組織及び自主防災組織設立に向けた準備団体（以下「準備団体」という。）に対し、川俣町補助金等の交付に関する規則（昭和 49 年規則第 11 号、以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 地震、風水害、火災その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、被害を防止し、もしくは軽減予防するため、住民が連携共同して、地域の実情に応じ自主的に設置運営する組織をいう。
- (2) 準備団体 自主防災組織設立に向けた活動を行う団体
- (3) 防災用資機材 自主防災組織が防災活動を行う上で使用する資機材をいう。
- (4) 自主防災組織活動 自主防災組織が行う防災活動をいう。
- (5) 自主防災組織設立活動 準備団体による自主防災組織設立に向けた活動をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象は、自主防災組織（準備団体）設立（変更）届出書（様式第 1 号）を町長に届け出た自主防災組織又は準備団体（以下「補助対象者」という。）とする。

2 届出書内容に変更があった場合は、自主防災組織（準備団体）設立（変更）届出書（様式第 1 号）を町長に届け出なければならない。

(補助金の交付)

第 4 条 町長は、補助対象者からの申請により、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施する場合、予算の範囲で補助金を交付する。

- (1) 自主防災組織活動事業
- (2) 自主防災組織設立活動事業（既存組織の統合等に係る活動を除く）
- (3) 防災用資機材整備事業

2 補助金の交付は、1 補助対象者につき各事業 1 年度につき 1 回を限度とする。

(補助金の対象経費)

第 5 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表第 1 に定める自主防災組織又は準備団体の活動及び防災用資機材の購入費に関する経費とする。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額及び補助率は別表第 2 のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、交付申請書（様式第 2 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 3 号）
- (2) 収支予算書（様式第 4 号）
- (3) 見積書（防災用資機材整備事業の場合に限る）
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第 8 条 町長は、補助対象者より前条の規定による申請があったときは、補助金の交付の適否を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、その交付を決定するものとする。

2 町長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに、交付決定通知書（様式第 5 号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに、不支給決定通知書（様式第 6 号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第 9 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する別に定める軽微な変更は、次のいずれかの場合とする。

- (1) 自主防災組織活動事業内又は自主防災組織設立活動事業内又は防災用資機材整備事業内において、補助対象経費の 20% 以内の減額又は補助金交付申請額の変更を伴わない増額をすること。
- (2) 自主防災組織活動事業内又は自主防災組織設立活動事業内又は防災用資機材整備事業内の別表第 1 に掲げる各経費区分相互間において、いずれか低い額の 20% 以内の経費の配分の変更をすること。
- (3) 事業の主要な部分に重要な変更を及ぼさない変更をすること。

（変更等の手続）

第 10 条 交付決定を受けた補助事業者が、規則第 6 条第 1 項の規定に基づき補助事業内容の変更又は中止若しくは廃止しようとするときは、直ちに、変更等承認申請書（様式第 7 号）を町長に提出し、その承認を得なければならない。

（概算払）

第 11 条 町長は、必要があると認めたときは、この要綱に定める補助金について、概算払の方法により補助金の交付をすることができる。この場合は、概算払交付請求書（様式第 8 号）によるものとする。

（実績報告）

第 12 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金に係る事業完了後 30 日以内、又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 9 号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業経過を説明できる写真及び完成写真等
- (2) 事業報告書（様式第 10 号）
- (3) 収支決算書（様式第 11 号）
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第 13 条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適当と認めるときは、交付請求書（様式第 12 号）に基づき、補助金を交付する。

(決定の取消し等)

第 14 条 町長は、交付の決定をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が当該交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 町長は、前項により交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、交付決定取消通知書（様式第 13 号）により当該交付の決定の全部又は一部を取り消した者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合に、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、返還請求書（様式第 14 号）により、申込者に期限を定めてその返還を命じるものとする。

(防災用資機材の保管)

第 16 条 防災用資機材等を購入した補助事業者は、当該資機材等に「自主防災資機材」である旨明示し、適正な保管及び維持管理に努めなければならない。

2 防災用資機材等は備品台帳を作成し、保管しなければならない。

(結成の届出)

第 17 条 補助金の交付を受け、新たに自主防災組織を結成したときには、自主防災組織結成届出書（様式第 15 号）に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に届け出なければならない。

(1) 自主防災組織規約

(2) 自主防災組織図

(3) 役員名簿

(4) 会員名簿

2 町長は、前項の規定により届出のあった届出書について審査し、適当と認めるときは、自主防災組織として認定し、川俣町自主防災組織台帳（様式第16号）により管理する。

(書類の整備等)

第 18 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計諸帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

(補足)

第 19 条 この要綱に定めのない事項については、町長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

(1) 自主防災組織活動事業

活動名	対象経費
防災訓練等活動	1 防災訓練や模擬火災訓練等を行うための経費（消耗品費、燃料費、材料費等） 2 防災訓練及びその他活動時の飲み物代 3 地区防災マップ等の作成費 4 チラシ等の作成費 5 看板、避難・誘導案内標識の作成・設置費 6 その他町長が必要と認める経費
防災研修等活動	1 防災知識の向上を目的とする研修会の開催又は参加に要する経費（講師謝礼、研修参加費（受講料等）、印刷製本費等） 2 研修会開催時の飲み物代

(2) 自主防災組織設立活動事業

活動名	対象経費
設立準備のための活動 （既存組織の統合等にかかる活動費を除く）	1 自主防災組織設立を目的とする会議に要する経費（消耗品費、印刷製本費等） 2 自主防災組織設立を目的とする研修会の開催又は参加に要する経費（講師謝礼、研修参加費、受講料等） 3 会議又は研修会開催時の飲み物代

(3) 防災用資機材整備事業

機材名	対象物品名
避難誘導用資機材	ハンドマイク、携帯型無線機、携帯用ラジオ、腕章、標旗、ライト等
水防活動資機材	防水シート、つるはし、スコップ、杭、土のう袋、バケツ、水中ポンプ、ホース等
救出活動資機材	バール、のこぎり、ジャッキ、チェーンソー、防煙・防塵マスク、ヘルメット、掛矢、ハンマー、一輪車、ロープ、はしご、脚立等
救護活動資機材	救急箱、担架、毛布等
給食給水活動資機材	炊飯設備、鍋、コンロ、給水タンク、発電機等
その他資機材等	資機材保管庫、防災活動上有効なものとして町長が認める資機材及びこれらの修繕に要する経費

別表第 2（第 6 条関係）

事業名	補助率
自主防災組織活動事業及び自主防災組織設立活動事業	補助対象経費の 10/10、千円未満は切り捨て 上限 200,000 円
防災用資機材整備事業	補助対象経費の 10/10、千円未満は切り捨て 上限 300,000 円